



	意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問</p> <p>それに対する回答等</p>	<p><b>【評価項目「(a)企業の実績及び能力」及び「(b)配置予定管理技術者の経験及び能力」の評価について】</b></p> <p>申立者の業務実績の地域業務実績が0点となっている理由如何。</p> <p>また、申立者は陸上警備で実績があることを述べているが、陸上警備の実績を評価できない理由如何。</p> <p>参加資格要件として企業に求める実績は、何年遡ったところまで有効とするのか？</p> <p><b>【評価項目「(c)業務の実施方針・実施フロー・警備計画・その他」及び「(d)評価テーマに対する技術提案」の評価について】</b></p> <p>技術提案の評価が低いとの申立てについての見解如何。</p> <p><b>【履行確実性度に関する、履行確実性の審査・評価のための追加資料等の評価について】</b></p> <p>履行確実性はどのように評価を行っているのか、審査員の合意で決定されるのか。</p> <p>また、履行確実性度を採用した目的如何。</p>	<p>再苦情申し立て者（以下、「申立人」という。）からの技術提案及びヒアリングにより、評価項目における評価の着目点に対する判断基準に沿って評価の配点を決定したところである。</p> <p>平成16年度以降の実績を有効としている。</p> <p>申立人からの技術提案及びヒアリングにより、評価項目における評価の着目点に対する判断基準に沿って評価の配点を決定したところである。</p> <p>具体的には、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の記載内容などから、適切に評価したところである。</p> <p>履行確実性度の4項目の評価については、申立人からの提出を受けた資料及びヒアリングにより、審査の目安に沿って履行確実性度を決定したところである。</p> <p>具体的には、申立人から提出された追加資料及びヒアリング結果を基に、審査の目安である「ア 業務内容に対応した費用が</p>

	<p>【その他】  当該評価及び審査結果に係る情報を全て示すことが困難としている理由如何。</p>	<p>計上されているか」、「イ 海上警備責任者に適正な報酬が支払われることになっているか」、「ウ 業務実施体制が確保されているか」、「エ 再委託先への支払は適切か」について判断しているが、このうち3項目において、現実的で計数的根拠があることを確認できるとは言い難いことから、審査の目安に基づき、履行確実性を0.25としている。</p> <p>なお、履行確実性の審査については、技術業務において広く採用しており、低入札があった場合に適正な履行がされないおそれがあることから確実な履行の確保を厳格に評価するために行っているものである。</p> <p>申立人からの技術提案を含む資料の中には、法人に関する情報、国の内契約事務に関して当事者として地位を不当に害するおそれのある情報など、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく不開示情報が含まれていることから、評価の着目点の判断基準毎の点数や評価者毎の内訳等については、当該情報を示すことにより、評価手法等の詳細な情報を明らかにすることにつながり、技術提案の作成に当たって特定の1社に有利に働く可能性があるとともに、当局における公正な入札の執行に支障を来すおそれがあることから、示すことは困難である。このことは「シュワブ（R元）海上警備業務に係る非落札理由の説明について（回答）」においても述べているところである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	

令和元年11月6日

沖縄防衛局長  
田中 利則 殿

沖縄防衛局入札監視委員会  
委員長 矢吹 哲哉

報告書

令和元年9月19日付で総合警備保障株式会社（以下、「申立人」という。）からなされた「シュワブ（R元）海上警備業務」に係る苦情申立てについて、貴職からの依頼に基づき、令和元年10月21日に開催した沖縄防衛局入札監視委員会において再苦情処理に関する審議を行いましたので、その結果を報告します。

第1 当委員会の結論

申立人による苦情申立ては認めることができないものとして処理することが相当である。

第2 申立人の主張の要旨

1 苦情申立ての趣旨

シュワブ（R元）海上警備業務に係る申立人の技術提案に対する評価の点数が低いこと、また、当該評価となった理由に関し、沖縄防衛局が当該評価及び審査結果に係る情報を示すことが特定の1社に有利に働く可能性があり、公正な入札の執行に支障を及ぼしかねないことから示すことは困難としていることに対し、不服として苦情を申立てる。

2 申立人の主張の要旨

(1) 評価項目「(a)企業の実績及び能力」及び「(b)配置予定管理技術者の経験及び能力」の地域実務実績が0点と評価されていることに関し、申立人の業務実績を同種実績と評価しないことは適正なのか、また、現に業務を受注している業者を有利に取り扱っていることになっていないか、それらの判断理由の適否について審議されたい。

(2) 評価項目「(c)業務の実施方針・実施フロー・警備計画・その他」に関



し、申立人は、「業務理解度」、「実施手順」等について、評価の対象となる各事項を網羅した上で、判断基準である理解度、着眼点の具体性等が明確になるよう策定しているにもかかわらず低い評価にとどまっている。当該評価が適正か、また、判断理由の適否について審議されたい。

(3) 評価項目「(d)評価テーマに対する技術提案」の評価の着目点に関し、申立人は、「全体」、評価テーマ①「海上部から超小型舟艇、潜水等による施設への侵入を未然に防ぐ対策として留意すべき事項について」及び評価テーマ②「広範囲の当該業務を迅速かつ効率的に警備を実施するための対応方針について」について、評価の対象となる各事項を網羅した上で、判断基準である評価テーマ間の整合性、環境、地域特性等の与条件との整合性等が明確になるよう策定しているにもかかわらず低い評価にとどまっている。当該評価が適正か、また、判断理由の適否について審議されたい。

(4) 履行確実性度に関し、申立人は、管理費の低減や業務効率化等によるコスト削減に努め、履行確実性の審査においても、追加資料及びヒアリングにより当該確実性を証明したにもかかわらず、「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」に関する4項目の評価を踏まえ、履行確実性度を0.25としている。当該評価・評価方法が適正か、また、判断理由の適否について審議されたい。

### 第3 沖縄防衛局の説明の要旨

- 1 評価項目「(a)企業の実績及び能力」及び「(b)配置予定管理技術者の経験及び能力」の地域業務実績については、申立人からの技術提案及びヒアリングにより、評価項目における評価の着目点に対する判断基準に沿って評価の配点を決定したところである。
- 2 評価項目「(c)業務の実施方針・実施フロー・警備計画・その他」、評価項目「(d)評価テーマに対する技術提案」については、申立人からの技術提案及びヒアリングにより、評価項目における評価の着目点に対する判断基準に沿って評価の配点を決定したところである。
- 3 履行確実性度に関する、「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」についての4項目の評価については、申立人からの提出を受けた資料及びヒアリングにより、審査の目安に沿って履行確実性度を決定したところである。
- 4 なお、申立人からの技術提案を含む資料の中には、法人に関する情報、国の内部における審議に関する情報、及び契約事務に関して当事者として

地位を不当に害するおそれのある情報など、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく不開示情報が含まれていることから、評価の着目点の判断基準毎の点数や評価者毎の内訳等については、当該情報を示すことにより、評価手法等の詳細な情報を明らかにすることにつながり、技術提案の作成に当たって特定の1社に有利に働く可能性があるとともに、当局における公正な入札の執行に支障を来すおそれがあることから、示すことは困難である旨を「シュワブ（R元）海上警備業務に係る非落札理由の説明について（回答）」で述べているところである。

#### 第4 当委員会の判断

- 1 当委員会において、申立人の平成元年9月19日付け「シュワブ（R元）海上警備業務に係る苦情申立てについて」による苦情申立て（以下「本件苦情申立て」という。）についての検討に当たり、沖縄防衛局から提供を受けた「シュワブ（R元）海上警備業務」の入札関係の書類（以下「入札関係書類」という。）、申立人の同月2日付け「シュワブ（R元）海上警備業務に係る非落札理由の説明について（請求）」（以下「説明要求書」という。）及び沖縄防衛局長の同月10日付け「シュワブ（R元）海上警備業務に係る非落札理由の説明について（回答）」（以下「説明要求に対する回答書」という。）の精査並びに沖縄防衛局担当者からの聞き取りを行った。その上で、本件苦情申立てにおける申立人の主張に対する当委員会の判断は以下のとおりである。

なお、入札関係書類には、今後の入札事務の遂行上、公にすべきでない情報が含まれており、これらの入札関係書類の全てを申立人に示すことは相当でない。

#### 2 申立人の主張の要旨（1）に関して

入札関係書類のうち、入札公告の「2 競争参加資格」、一般競争参加資格確認申請書の別紙様式第2の「沖縄県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価）」欄の記載及び同申請書別紙様式第4の記載及び添付資料などの関係資料を確認した結果などから、沖縄防衛局が行った評価は適正であり、判断理由も適当であると判断した。

#### 3 申立人の主張の要旨（2）及び（3）に関して

入札関係書類のうち、技術提案書などの関係資料を確認した結果及び沖縄防衛局から説明を受けた普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の記載内容などから、同局が行った評価は適正であり、判断理由も適当であると判断した。

4 申立人の主張の要旨（4）に関して

入札関係資料を確認した結果、同局は、本件業務の入札手続きにおいて、申立人の入札額が同局の設定した調査基準価格を下回ったことから、開札後に、入札説明書に示した「履行確実性の審査・評価のための追加資料等【属紙1】」に基づく資料（以下、「追加資料」という。）の提出を申立人に求めるとともに令和元年8月10日に、申立人に対してヒアリングを実施し、申立者から提出された追加資料及びヒアリング結果を基に、審査の目安である「ア 業務内容に対応した費用が計上されているか」、「イ 海上警備責任者に適正な報酬が支払われることになっているか」、「ウ 業務実施体制が確保されているか」、「エ 再委託先への支払は適切か」について判断しているが、上記のうち3項目において、現実的で計数的根拠があることを確認できるとは言い難いことから、審査の目安に基づき、履行確実性度を0.25とした同局の評価及び評価方法は適正であり、判断理由も適当であると判断した。

5 以上のことから、「第1 当委員会の結論」のとおり、申立人による苦情申立ては認めることができないものとして処理することが相当である。

以 上